

令和6年度名古屋市教育委員会第35号議案

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

(1) 次の者の保護者（名古屋市内に住所を有し、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者等である者に限る。）を名古屋市就学援助規則による就学援助の対象者に加えます。

ア 名古屋市以外の市町村の設置する小学校・中学校・義務教育学校に在学する児童・生徒

イ 愛知県の設置する中学校に在学する生徒

ウ 国立大学法人の設置する小学校・中学校に在学する児童・生徒

(2) 令和8年度から、8月が就学援助の期間の満了月である者について、保護者の継続申請手続を不要とします。

(3) その他規定の整備を行います。

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。（1(2)の改正については、令和7年10月1日から施行します。）

3 規則案

別紙のとおり

（令和7年3月24日提出 総務部総務課）

案

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則

名古屋市就学援助規則（平成15年名古屋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p><u>（就学援助の対象者）</u> 第2条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、<u>名古屋市立の小学校に在学する児童若しくは中学校に在学する生徒又は小学校への就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保護者で名古屋市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものに対し、就学援助を行うものとする。ただし、委員会が特別の理由があ</u></p>	<p><u>（就学援助の対象者）</u> 第2条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、<u>名古屋市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものに対し、就学援助を行うものとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> (1) 次のいずれかに該当する者の保護者 ア <u>名古屋市の設置する小学校に在学する児童又は中学校に在学する生徒</u> イ <u>名古屋市以外の市町村の設置する</u></p>

ると認めるときは、この限りでない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）

第6条第2項に規定する要保護者

(2) 前年度又は当該年度において次のア又はイのいずれかの措置を受け、前号に準ずる程度に経済的に困窮していると委員会が認める者

ア 生活保護法の規定による保護の停止又は廃止

イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給

(3) その他第1号に準ずる程度に経済的に困窮していると委員会が認める者

(就学援助の期間)

第6条 (略)

2 申請月の初日において名古屋市立の小学校に在学していない児童又は中学校に在学していない生徒に係る就学援助を受けることができる期間は、前項の規定にかかわらず、申請月の翌月から翌年度（4月から7月までに受理した場合にあっては当該年度）の8月までとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

小学校に在学する児童、中学校に在学する生徒又は義務教育学校に在学する児童若しくは生徒

ウ 愛知県の設置する中学校に在学する生徒

エ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人の設置する小学校に在学する児童又は中学校に在学する生徒

オ 名古屋市の設置する小学校への就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

イ 前年度又は当該年度において次の(ア)又は(イ)のいずれかの措置を受け、アに準ずる程度に経済的に困窮していると委員会が認める者

(ア) 生活保護法の規定による保護の停止又は廃止

(イ) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給

ウ その他アに準ずる程度に経済的に困窮していると委員会が認める者

(就学援助の期間)

第6条 (略)

2 申請月の初日（その日が名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第1号）第4条に規定する休業日（以下「休業日」という。）であるときは、その日後における直近の休業日でない日をいう。）において名古屋市内に住所を有する者であって、第2条第1号アからエまでのいずれかに該当するもの以外のものに係る就学援助を受けることができる期間は、前項の規定にかかわらず、申請月

3 小学校への就学予定者に係る就学援助を受けることができる期間は、第1項の規定にかかわらず、2月から3月（名古屋市立小学校の入学者にあつては翌年度の8月）までとする。

（継続申請）

第7条 前条の期間を超えて引き続き就学援助を受けようとする保護者は、新たに第4条の規定による申請を行わなければならない。

（就学援助の給付）

第8条 就学援助は、金銭又は現物を給付することにより行う。

の翌月から翌年度（4月から7月までに受理した場合にあつては当該年度）の8月までとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 名古屋市の設置する小学校への就学予定者に係る就学援助を受けることができる期間は、第1項の規定にかかわらず、2月から3月（名古屋市の設置する小学校の入学者にあつては翌年度の8月）までとする。

（継続申請）

第7条 現に就学援助を受けている者（前条の期間の満了する月が8月である者に限る。）が、前条の期間中に、就学援助を受けないことを希望する旨を申し出ないときは、第4条第1項の申請書を提出したものとみなす。この場合において、同条第2項中「經由して行う。この場合において、校長は、児童又は生徒について、教育的立場から意見を付するものとする」とあるのは「經由しない」と、第5条第1項中「ときは、委員会は」とあるのは「ときは、委員会は、委員会が別に定める日における家庭状況により」と、「意見に十分配慮するものとする」とあるのは「意見を聴取しない」と、第6条第1項中「委員会が認定の申請を受理した日の属する月（以下「申請月」という。）から翌年度（4月から8月までに受理した場合にあつては当該年度）の8月まで」とあるのは「現に受けている就学援助を受けることができる期間の満了する月の翌月から翌年度の8月まで」と読み替えるものとする。

（就学援助の給付）

第8条 就学援助は、金銭を給付することにより行う。

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、同年10月1日から施行する。